

# 飛騨市国土強靱化地域計画

「みんなが 楽しく 心豊かに暮らせるまち 飛騨市」  
を次世代に引き継ぐために

(令和2年度から6年度)

令和元年 12 月

飛 騨 市

<目次>

はじめに .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
<b>第1章 強靱化の基本的考え方 .....</b>	<b>2</b>
1 強靱化の理念	
2 基本目標	
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	
<b>第2章 本市の地域特性 .....</b>	<b>4</b>
1 市域の特色	
2 気候的特性	
3 社会経済的特性	
<b>第3章 計画策定に際して想定するリスク .....</b>	<b>6</b>
1 風水害	
2 巨大地震	
3 密集火災	
<b>第4章 脆弱性評価 .....</b>	<b>10</b>
1 脆弱性評価の考え方	
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	
<b>第5章 強靱化の推進方針 .....</b>	<b>14</b>
1 推進方針の整理	
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	
<b>第6章 計画の推進 .....</b>	<b>35</b>
1 施策の重点化	
2 毎年度のアクションプランの策定	
3 計画の見直し	
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 .....	38
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 .....	77

(別紙3)	「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針.....	101
-------	-----------------------------	-----



## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な飛騨市を作り上げるために策定するものである。

### 2 計画の性格

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

### 3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 2 年度から 5 年間とする。

## 第1章 強靱化の基本的考え方

### 1 強靱化の理念

本市は、岐阜県の北部に位置し、市の東には高原川、西には宮川が流れる自然は、豊かな暮らしや文化を育んできた。一方で、先人たちは、宮川、高原川や荒城川の水の試練に耐えながら、その教訓と知恵を伝承し、この飛騨市を築き上げてきた。私たちは、飛騨市民として誇りと希望を持ち、災害に強くてしなやかな「市民がいつまでも安心して暮らせるまち飛騨市」をつくり、次世代に引き継ぐため、豪雨災害や大規模地震といった万一の危機を直視し、災害を忘れることなく、平時からの備えを行っていかなければならない。

平成16年10月の台風23号の災害以降、大きな自然災害は発生していないが、全国各地で発生している大規模な風水害や地震など、過去の災害の教訓を踏まえ、県や関係団体、そして市民が一体となって、豪雨災害や今にも起こりえる巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に向けた取り組みの強化を図っていく必要がある。

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民の助け合いによって多くの命が救われている。「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取り組みを市民一体となって進めることにより、本市の持続的成長と発展につなげていく。

### 2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、飛騨市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の理念を踏まえ、防災・減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりを、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 国土強靱化の取り組み姿勢

短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等ハード対策と訓練、防災教育等ソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。

ア 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民が連携及び役割分担して取り組むこと。

イ 非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫すること。

#### (3) 効率的な施策の推進

ア 人口減少や本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取り組みを進めるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること。

イ 既存の社会資本の効率的かつ効果的な維持管理、及び活用に資するものであること。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

ア 地域コミュニティ機能の向上を図るとともに、強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努めること。

イ 女性、高齢者、子供、障がい者、病弱者、外国人等に十分配慮した施策を講じること。

## 第2章 本市の地域特性

### 1 市域の特色

本市は岐阜県の最北端に位置し、北は富山県、南は高山市、西は白川村に接しており、県庁所在地の岐阜市から約150km、高山市の北約15kmに位置している。

周囲は3,000mを越える北アルプスや飛騨山脈などの山々に囲まれ、総面積792.31平方キロメートルの約93%を森林が占めている。年間を通じては、平均気温11度で四季の変わりを感じることができ、自然に恵まれた地域である。

### 2 気候的特性

本市の気候は、飛騨特有の内陸部気候の特色を持ち、わが国でも有数の寒冷地帯となっており、冬期の降雪に代表されるように日本海側型の気候も併せもち、県下でも有数の豪雪地帯である。

### 3 社会経済的特性

#### (1) 人口

市の総人口は、昭和60年（合併前）の34,641人をピークに、合併後の平成17年が28,902人、平成27年は24,696人と年々減少傾向にある。世帯数についても昭和60年以降減少を続け、平成27年には8,509世帯となり、1世帯当たり人員は約2.9人と、昭和60年の約3.6人に比べ0.7人の減少となっている。

さらに、高齢者比率が上昇し、若年者比率が減少しており、高齢化が進むことによる災害時要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

#### (2) 産業

市内には、非鉄金属製錬業や医薬品、自動車部品、セラミック製品、電子部品、給水栓、砥石、木製家具、粉末冶金、粉末加工などの様々な製造業がある。また、農業では、飛騨牛に代表される肉牛畜産や高冷地野菜のトマトやハウレン草などが盛んに行われている。

#### (3) 土地利用

市域全体の約93%を森林が占め、農用地は約2%、宅地は約1%である。

#### (4) 行財政

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成28年度以降上昇を続け、平成29年度は約92.1%と財政の硬直化が続いている。



歳出総額は、平成 29 年度は約 183 億円で、性質別歳出額をみると人件費、扶助費、公債費の義務的経費はいずれも減少したが、平成 30 年 7 月豪雨災害への対応により、災害復旧費が大幅に増加したほか、養護老人ホームの立て替え等により、普通建設事業費も増加している。

### 第3章 計画策定に際して想定するリスク

将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

#### 1 風水害

##### (1) 水害

古川町の平地部では宮川及び荒城川が、神岡町の市街地付近では高原川と山田川が、それぞれ合流する地域であり、過去多くの水害が発生した。河川改修等の対策が進められているが、その後も浸水被害等が発生している。また、近年の局地的豪雨の頻発等から、中・小河川も急に水位が上昇する傾向にあり、今後も水害の発生が懸念される。

##### (2) 風害

台風による被害は沿海地域に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近又は、通過する場合は、相当規模の被害の発生が懸念される。

特に、台風が県の西側を南から北に縦断する場合は、大きな被害の可能性が高い。

#### 2 巨大地震

##### (1) 海溝型地震

###### 南海トラフの巨大地震

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の検討をしていくべきである」との方針の下、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、南海トラフ沿いにおいて想定し得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計している。すなわち、震度分布を推計する強震断層モデルの Mw（モーメントマグニチュード）は 9.0 が確定値とされ、これに基づき、平成 24 年 3 月に公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」において、本市では最大で震度 5 強の揺れが予想された。

なお、岐阜県が平成 25 年 2 月に公表した「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」（以下「県被害想定調査」という。）によれば、「南海トラフの巨大地震」では、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 9.0・震度 5 強	
建物被害	全 壊	209 棟
	半 壊	559 棟
全出火件数		0 件

人的被害	死者	0人
	負傷者	39人
	重症者	0人
	要救出者	0人
避難者		558人

(2) 内陸直下型地震

ア 養老一桑名一四日市断層帯地震

「養老一桑名一四日市断層帯」は養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約 57 km）である。県被害想定調査によれば、「養老一桑名一四日市断層帯地震」では、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.7・震度 4	
建物被害	全壊	0棟
	半壊	10棟
全出火件数		0件
人的被害	死者	0人
	負傷者	3人
	重症者	0人
	要救出者	0人
避難者		6人

イ 阿寺断層系地震

「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層（約 70 km）である。県被害想定調査によれば、「阿寺断層系地震」では、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.9・震度 5弱～5強	
建物被害	全壊	302棟

	半 壊	1,924 棟
全出火件数		1 件
人的被害	死 者	10 人
	負傷者	308 人
	重症者	26 人
	要救出者	25 人
避難者		1,451 人

#### ウ 跡津川断層地震

「跡津川断層」は、飛騨市から富山市に及ぶ断層（約 69 km）である。県被害想定調査によれば、「跡津川断層地震」では、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.8・震度 6 弱～6 強、一部は 7	
建物被害	全 壊	7,579 棟
	半 壊	5,985 棟
全出火件数		51 件
人的被害	死 者	270 人
	負傷者	2,543 人
	重症者	649 人
	要救出者	654 人
避難者		12,163 人

#### エ 高山・大原断層帯地震

「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48 km）である。県被害想定調査によれば、「高山・大原断層帯地震」では、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.9・震度 5 弱～5 強	
建物被害	全 壊	90 棟
	半 壊	1,043 棟
全出火件数		1 件
人的被害	死 者	3 人
	負傷者	165 人
	重症者	11 人
	要救出者	9 人
避難者		702 人

### 3 密集火災

市域のうち古川町及び神岡町内の市街地においては、木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあっては、大規模火災の発生が懸念される。

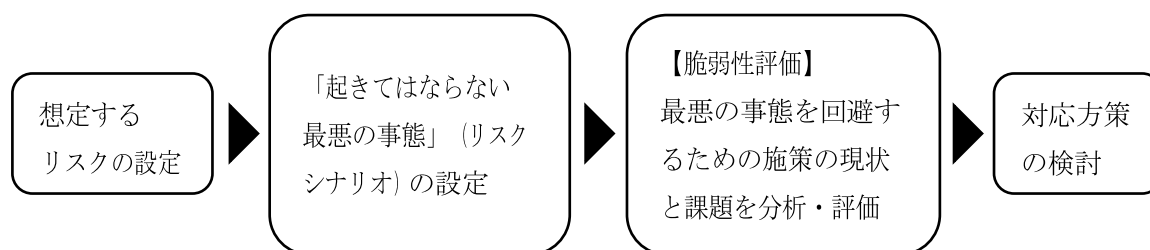
## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定される、地震（巨大地震）・風水害・液状化・水害と地震の複合災害・密集火災を含めた大規模災害全般を対象に、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

※ 「大規模自然災害発生」及び「災害発生」の表現については、以降「発災」とする。ただし「事前に備えるべき目標」の項目は除く。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1	直接死を最大限防ぐ	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

		避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生
		暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		地域交通ネットワークの市内各地での分断
		異常渇水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		貴重な文化財や環境的資産の喪失。地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

上記の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した（別紙1）。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った（別紙2）。

#### 【個別施策分野】

- (1) 交通・物流
- (2) 国土保全
- (3) 農林水産
- (4) 都市・住宅/土地活用
- (5) 保健医療・福祉
- (6) 産業
- (7) ライフライン・情報通信
- (8) 行政機能
- (9) 環境

#### 【横断的分野】

- (10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成
- (11) 官民連携
- (12) メンテナンス・老朽化対策



【参考】脆弱性評価、推進方針の検討の全体イメージ

強靱化施策分野

事前 に備えるべき 目標・起きては ならない最悪の 事態		強靱化施策分野							評価	推進 方針
		個別施策分野				横断的分野				
		行政機能	住環境	保健医療・福祉	...	リスクコミュニケーション	高齢化対策	まちづくり		
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の社会的・大規模災害や住宅密集地における火災による死者の発生 ...	行政機能 - 避難所 - 避難所 - 避難所	住環境 - 防災 - 住宅等耐震補修 - 防火 - 防火	保健医療・福祉 - 救急 - 救急 - 救急	...	リスクコミュニケーション - 自主防災組織の育成・強化	高齢化対策 - 住宅等耐震補修 - 防火 - 防火	まちづくり - 防火 - 防火	脆弱性の評価【別紙1】	推進方針【別紙3】
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行われる	2-4 医療施設及び関係者の格と質の不足・被災支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 ...	行政機能 - 広域中継	住環境 - 被災動物救護マニュアルの策定	保健医療・福祉 - 消毒機、手袋（衛生用）、マスクなどの備品品の確保・更新 - 災害・保健医療関係者の連携・訓練 - 浸水等による感染症の蔓延の防止 ...	...	リスクコミュニケーション - 被災動物救護マニュアルの策定	高齢化対策 - 被災動物救護マニュアルの策定	まちづくり - 被災動物救護マニュアルの策定		
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ...	行政機能 - 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ...	住環境 - 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 ...	保健医療・福祉 - 公共施設の耐震化 - 要配慮者の避難支援 ...	...	リスクコミュニケーション - 要配慮者の避難支援	高齢化対策 - コミュニティセンター耐震化	まちづくり - コミュニティセンター耐震化		
評価		強靱化施策分野ごとの脆弱性の評価【別紙2】								
推進方針		強靱化施策分野ごとの推進方針（施策）の検討【第5章】								
影響度・重要度・緊急度		重点化・優先順位付け【第6章】								

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1 推進方針の整理

本計画において施策を推進するに当たっては、施策分野ごとに取り組んでいる他の計画との間で整合性を保つ必要がある。このため、脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の11の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

#### 【個別施策分野】

(1) 交通・物流、(2) 国土保全、(3) 農林水産、(4) 都市・住宅/土地活用、(5) 保健医療・福祉、(6) 産業、(7) ライフライン・情報通信、(8) 行政機能、(9) 環境

#### 【横断的分野】

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成、(11) 官民連携、(12) メンテナンス・老朽化対策

### 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の11の施策分野ごとの推進方針を以下に示す（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり）。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

#### 【個別施策分野】

(1) 交通・物流  
(2) 国土保全  
(3) 農林水産  
(4) 都市・住宅/土地活用  
(5) 保健医療・福祉  
(6) 産業  
(7) ライフライン・情報通信  
(8) 行政機能  
(9) 環境

#### 【横断的分野】

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成  
(11) 官民連携  
(12) メンテナンス・老朽化対策

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路啓開の迅速な実施)

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。
- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材の整備など、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との連携を図る。

(道路ネットワーク等の確保)

- 市の約 93%を山地が占める市の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。また、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 市の93%を山地が占める地形的特性上、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保していく必要があるが、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進めていく。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディアを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する。

#### (緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、道路ネットワークの整備を図り、地域の分断が生じることなく通行できる機能を確保する。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の橋梁耐震化や対策や斜面对策等を推進していく。

## (2) 国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～

### (総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけではなく、平成30年7月豪雨のように中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 平成30年7月豪雨で課題となった中小河川における水害等の避難対策の強化に向け、県が管理するすべての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図が公表され、県による危機管理型水位計が設置されたこ

とを受け、避難判断の参考となる水位を想定して洪水時のリスクの高まりを市民に認識させるなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、市で整備した洪水ハザードマップの更新及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させる。

- 平成 30 年 7 月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る。
- 河川・水路施設等がその効果を確実に発揮できるよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施する。また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る。

#### (総合的な土砂災害対策の推進)

- 市内に土砂災害のおそれのある区域は多数存在しており、整備に着手できていない箇所は数多くある。このため、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れのある箇所においてハード対策を推進する。特に避難所、要配慮者利用施設を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に進めていく。
- 平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ県が実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に県と連携して取り組む必要がある。また、この他にも施設整備を実施すべき集落のある箇所などが数多くあるため、さらに対策を推進する。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市の防災訓練やハザードマップを作成するとともに、平成 29 年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内に居住される市民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す必要がある。

#### (治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備)

- 流木被害の危険性のある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は治山施設の機能強化対策を実施する。
- 市内には、いまだ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、治山対策に必要な予算を確保し、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を進める。

(火山災害対策)

- 平成 26 年 9 月 27 日の御獄山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索活動の迅速化を図るため、提出が義務化された活火山における登山届の提出を促進する。

(道路ネットワークの整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークまたこれらを補完する道路ネットワークを確保する。

(断層調査)

- 市内に断層の所在が分かっているが、活動状況が不明確なため、断層調査を実施する。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農林道の整備や橋梁の点検、補修等対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する必要がある。

(農業ため池の防災対策)

- 生命、財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。
- 山田防災ダムについては定期的な点検と維持補修を行っているが、老朽化が進んでい

ることから施設の機能診断に基づく機能保全を実施し、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。あわせて、農村地域の多面的機能が十分発揮できるよう農業生産基盤を整備し、ソフト・ハード両面を組み合わせた支援が必要である。

(都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受け入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していく。

(災害に強い森林づくり)

- 市は約93%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。あわせて、森林施業を実施するための、林道や作業道の開設や整備を行う。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、市主体の森林整備を促進する。
- CLT(直交集成板)をはじめ新たな木材需要の創出など市産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで適切な森林整備につなげる。

(4) 都市・住宅/土地活用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援や個別訪問、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座、防災リーダー育成講座等、様々な分野からの普及啓発を実施する。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。
- 病院や社会福祉施設等の耐震化率は、災害時には必要な施設であることから、助成制

度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。

- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを行う。
- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の消防ポンプ自動車及び積載車等による給水が可能となるよう、消防団と連携し消防ポンプ自動車等を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を行っていく。

(大規模盛土造成地対策)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する。  
また、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する。

(市街地整備)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

(公園整備の促進)

- 公園施設は地震災害時に、避難所、救援活動拠点等の役割を果たす重要な施設であり、老朽化が進んでいることから、飛騨市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づく更新・維持管理を行い、また誰もが安心して利用できるようバリアフリー化の整備を図る。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP（事業継続計画）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。また、地図やラジオ



による情報提供の支援等が受けられるよう市内のコンビニエンスストア等と協力し、引き続き帰宅困難者を支援する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村からの職員の応援を受け入れるとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等を把握することや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。

(水資源関連施設の整備推進等)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化や、別系統からの代替水利機能の確保など水利施設の機能強化を図るなど、水資源の有効活用を進める。
- 渇水時の情報共有については、引き続き綿密に行うことや、対応策の時系列行動計画(渇水対応タイムライン)を作成することにより、渇水による被害を軽減させる。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める。

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援や、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

(環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園等の保全を推進する。

(地籍調査)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近隣の県・市との相互受入等の調整を図る。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入、調整・活動要領について、検討を進める。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める。
- 市内の病院や診療所、福祉施設等で、自家発電設備を整備するよう支援する。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、市内の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する。
- 社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

#### (救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から近傍県・市村との連携を図る。

#### (医療・介護人材の育成)

- 今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域応援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

#### (社会福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材の確保について、市内の福祉団体等と協議を実施し、体制整備を図る。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや防災訓練の実施等を通じて連携体制の強化に努めるよう指導していく。

#### (避難所環境の充実)

- 要配慮者が安心して避難生活を送るためには、専用スペースの確保や洋式トイレ、簡易ベッドの設置など高齢者や障がい者、病弱者、乳幼児のいる世帯や女性に配慮した避難所を整備する。このため、避難所運営ガイドライン（県：平成31年3月改定）を踏まえた避難所運営マニュアルを策定する。また、防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制についても留意する。

#### (福祉避難所の運営体制確保)

- 市では福祉避難所を指定しているが、福祉避難所運営マニュアル等の策定や実際に使用する要配慮者等の方々に参加する訓練の実施を継続的に実施する。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における飛騨保健所と市の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化、平常時準備が進んでいない。引き続き、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(BCP計画等の策定支援)

- BCPの策定支援は着実に実施しているが、今後も継続した策定支援が必要であるとともに、企業内へのBCP定着を推進するために、BCP策定後の事業者を対象としたBCPの実効性を確保するためのフォローアップを行う。
- 令和元年7月施行の中小企業強靱化法で定められた新制度である、中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する必。

(観光地等の風評被害防止対策)

- 大規模災害発生時に報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

(建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道の耐震対策・老朽化対策の推進)

- 上水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設重要施設及び管路について継続的に整備をすすめる。特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。停電発生時に備え、予備発電機の準備や関係業者との連携を強化する。

- 下水道の地震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に基づいた処理施設の耐震化、重要幹線等の耐震化、老朽化した施設及び設備の改築更新等をすすめているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による機能確保を計画的に進める。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする。
- 特定の避難所について、被災時のトイレ不足を緩和するため、マンホールトイレシステムの整備を実施する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する。
- 孤立集落内で負傷者等が発生した場合の救急搬送や物資欠乏時の物資輸送等のため、ヘリコプターが離着陸できる場所を整備しておく。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJAひだ等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を維持している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していく。

(大規模停電に備えた総合的な電源確保計画の策定)

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。

- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた市災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。（電力・ガスの災害対応力強化）
- プロパンガスは市内の各家庭、公民館、学校等に広く普及しており、被災時においても独立したガスの供給が可能である。また、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合でも、被害地域のプロパンガスの被災状況を速やかに点検し、炊飯や料理、発電などに有効に活用できるようにする。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、県や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出の取組みを検討する事業者等による小水力発電施設の整備等を推進する。

（道路啓開の迅速な実施）

- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

（暴風・大雪時のライフライン確保）

- 暴風・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期

間にわたることを防止するため、関係者と連携し、危険木除去など対策を進める。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(8) 行政機能 ～公助の強化～

(防災行政無線の維持管理)

- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案し機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する。

(住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等を含め住民への災害情報の伝達体制の強化を図るため、ローカル・メディアによるきめ細かな情報提供、ハザードマップの作成・更新を行う。また、気象情報や河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知や危機管理型水位計設置に関する情報提供、警戒レベル等についての周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、市内の道路通行規制情報をわかりやすく、早期に提供する。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難勧告等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく。
- 外国人向け情報提供手段として、SNS等を活用した災害情報の多言語化を図る。
- 平時における聴覚障がい者への対応として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介護者の支援を得てきたが、災害時でも活用できるよう、市内での意思疎通支援事業の実施や、現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者のスキル向上を促進する。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 市保有の施設について、物資輸送(受入)機能や活動拠点としての機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 「道の駅」が災害時の防災拠点として利用できるよう、防災用備蓄品、防災用トイレ等の設置など、必要により機能を強化す。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。

(ヘリコプター支援受入体制の整備)

- NPO法人ヘリコプター協議会との災害時の応援協定に基づき、速やかに救援物資、人員を輸送する体制を確保するため、平素から連絡体制の保持及び防災訓練の参加を図る。

(消防団の体制強化)

- 大規模災害発生時に、消防団による行方不明者の捜索、人命救助等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備・使用方法の習熟を図る。

(緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する。

(消防活動に係る協同連携)

- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の積載車による給水が可能と



なるよう、消防団と連携し積載車を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する。

(消防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保及び補助団員の募集について、引き続き取り組むとともに、消防職員・消防団員OB、女性、学生、外国人など多様な人材の活用についても取り組む。
- 高齢化する消防団の団員数維持や消防・水防技術を伝承するため、消防団活動の広報や消防・水防資器材の提供等の支援に取り組む。

(自主防災組織の育成)

- 警察・消防力の不足が予想される大規模災害においては、住民自らが軽易な救助・救急活動が行えるように、自主防災組織の育成を図るほか、救急救命講習等の受講を促す。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 庁舎については、災害対策の中核拠点として機能できるよう、計画的に維持修繕を進め。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策、停電対策を着実に推進する。

(広域連携の推進)

- 災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策、大規模災害時の広域避難など広域的に取り組むべき課題について、県、隣県等との連携の強化を図る。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 災害時における情報システム関連業務の継続性を確保するため、継続的に非常時の対応について周知、訓練、スキルアップを行う。また、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスを利用したバックアップ体制を構築する。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働できること。または、早く復旧できること。

(警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、区・自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く。

(自主防災組織の強化)

- 大規模震災時、避難した住居や避難所等での盗難、窃盗、性犯罪等を防ぎ、地域の治安を守るため、状況により自警団を組織する。

(消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、平時に資機材の点検及び関係機関との訓練により、災害に備える。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

(有害物質対策)

- PCB、アスベスト等の有害物質については、原則仮置場では保管しないが、やむを得ず保管する場合は、他の災害廃棄物とは分別して保管し、保管場所である旨の表示や、飛散、漏えい防止等の措置を講じる必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(住民主体での避難対応の強化)

- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、認識させる。

(防災教育の推進)

- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスクなどを知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。そのため、水害や土砂災害等のリスクがある小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と組み合わせ地域の災害リスクや災害時に取るべき避難行動の理解促進を図る防災教育を実施する。
- 住民一人ひとりが自助の意識を持ち、危険情報の理解を深め、災害時に早期における実効性の高い避難行動をとることができるための取組みを実施し、行動力・避難力の強化を図り、地域コミュニティにおける「自助・共助」のソフトパワーを高める。
- 各家庭での防災対策が重要であることから、防災に関する家族会議の実施、備蓄品の準備等の取組みについて、さらに推進する。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするために、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導の推進を行うとともに、県総合教育センターの研修講座等、防災に関する研修に積極的に参加する。
- 平成 27 年の水防法の改正により、想定最大規模の降雨に応じたハザードマップの改定が必要になっており、効果的な避難行動につながるハザードマップの整備、住民への内容の周知等を行う。
- 平成 27 年の土砂災害防止法の改定により、避難場所や避難経路等の記載が明記されたことから、ハザードマップの更新、住民への内容の周知等を行う。

(要配慮者対策の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなったことを踏まえ、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者の避難行動を支援するため、避難行動要支援者に対し名簿の趣旨や目的を説明し、提供についての事前同意、警察や消防機関等への提供を進めるとともに、地域での自主的な取り組みを展開させて避難支援の個別支援計画策定の促進を図る。
- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

(防災人材の育成)

- 地域における災害対応力を高めるため、市において継続して防災リーダー育成講座を開催し、防災リーダーを育成するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で行われる訓練や講座などで活躍できる機会を創出する。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 社会資本の高齢化が進む中、技術職員の高度な技術力が求められていることから、県、岐阜大学、産業界が連携して進めている「社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)」など、点検や補修に関する高度な技術を有する職員を養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

(コミュニティ活動担い手養成)

- コミュニティの活力維持を図るため、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休 2 日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICT の活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、併せて、技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。

(11)官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(防災・減災データの提供促進)

- 市内の監視カメラ、センサー等で取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体との平時からの連絡や訓練を行う。
- 大規模災害時に円滑な対応が行えるよう、平時から災害協定締結団体、企業と連絡を密にするとともに、プッシュ型・プル型支援に対応した実践的な支援物資輸送(受入)訓練を継続する。
- 支援物資の調達や輸送に、民間事業者の有するスキル・ノウハウ及び物資拠点としての施設・設備等の活用について検討を進める。

(消防活動に係る協同連携)

- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の積載車による給水が可能となるよう、消防団と連携し積載車を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「飛騨市災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する。そのため、社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える関係」づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく。

(12)メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(公共施設等の維持管理)

- 公共構築物等の老朽化対策については、飛騨市公共施設等総合管理計画に基づき、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、個別施設計画に基づく計画的な維持管理・更新を行っていく。

- 市営住宅については、飛騨市市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく。

(河川・水路施設等の整備)

- 雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害シミュレーションが高まることが予想される。そのため、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策推進していく。その際には、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識を社会全体で共有し、これに備える防災意識社会の再構築を目指していく。

(河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 河川・水路施設等がその効果を確実に発揮できるよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施する。また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る。

(道路施設の維持・長寿命化対策)

- 林道及び農道の橋梁長寿命化計画を策定し、定期点検を実施している。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

(道路施設の維持管理)

- 橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。

(情報収集手段の多様化)

- 平成30年7月豪雨では、立ち入りが困難な場所において、被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においても、ドローンを活用し、調査の効率化、安全性の向上を図る。

## 第6章 計画の推進

### 1 施策の重点化

限られた資源で、効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を下記のとおり設定した。これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や県・国への施策提案に反映する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

#### 【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

### 2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「飛騨市強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

### 3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路における大雪対策</li> <li>・地域を繋ぐ道路ネットワークの確保</li> <li>・緊急輸送道路ネットワークの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開の迅速な実施</li> <li>・運輸・交通事業者の災害対応力強化</li> <li>・道路ネットワーク等の確保</li> <li>・無電柱化の推進</li> </ul>
(2) 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な水害対策の推進</li> <li>・総合的な土砂災害対策の推進</li> <li>・断層調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備</li> <li>・火山災害対策</li> <li>・道路ネットワークの整備</li> </ul>
(3) 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林道の整備</li> <li>・農業ため池の防災対策</li> <li>・農地・農業水利施設等の適切な保全管理</li> <li>・災害に強い森林づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農村交流の推進</li> <li>・農業水利施設の老朽化対策</li> </ul>
(4) 都市・住宅/ 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物の耐震化・防火対策の推進</li> <li>・空家対策</li> <li>・避難所の防災機能・生活環境の向上</li> <li>・水資源関連施設の整備推進等</li> <li>・地籍調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地対策</li> <li>・市街地整備</li> <li>・公園整備の促進</li> <li>・帰宅困難者対策の推進</li> <li>・被災住宅への支援</li> <li>・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給</li> <li>・水源の多様化</li> <li>・文化財の保護対策の推進</li> <li>・環境保全の推進</li> <li>・無電柱化の推進</li> </ul>
(5) 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療体制の充実</li> <li>・医療施設等におけるエネルギー確保</li> <li>・社会福祉施設等への支援</li> <li>・避難所環境の充実</li> <li>・福祉避難所の運営体制確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療提供体制の強化</li> <li>・医療・介護人材の育成</li> <li>・災害時健康管理体制の確保</li> </ul>
(6) 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPの策定支援</li> <li>・観光地等の風評被害の防止対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業BCMの普及・策定支援</li> </ul>



(7) ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道の耐震・老朽化対策の推進</li> <li>・下水道における業務継続体制の整備</li> <li>・大規模停電に備えた総合的な電源確保計画の策定</li> <li>・道路啓開の迅速な実施</li> <li>・暴風・大雪時のライフライン確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保</li> <li>・災害時における食料供給体制の確保</li> <li>・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用</li> <li>・無電柱化の推進</li> </ul>
(8) 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の維持管理</li> <li>・住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化</li> <li>・消防団の体制強化</li> <li>・消防活動に係る協同連携</li> <li>・消防団員等人材の確保・育成</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・庁舎等の防災拠点機能の確保</li> <li>・業務継続体制の強化</li> <li>・情報システム部門の業務継続体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化</li> <li>・非常用物資の備蓄促進</li> <li>・ヘリコプター支援受入体制の整備</li> <li>・緊急消防援助隊の支援受入体制の整備</li> <li>・広域連携の推進</li> <li>・警察署との連携強化</li> <li>・自主防災組織の強化</li> <li>・消防団員による治安の維持</li> <li>・災害対策用資機材の確保・充実</li> </ul>
(9) 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質対策</li> <li>・河川に流出したごみ等の撤去</li> </ul>
(10) リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体での避難対応の強化</li> <li>・防災教育の推進</li> <li>・要配慮者対策の推進</li> <li>・防災人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスに関する人材の養成</li> <li>・コミュニティ活動の担い手養成</li> <li>・建設業の担い手育成・確保</li> </ul>
(11) 官民連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動に係る協同連携</li> <li>・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災データの提供促進</li> <li>・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化</li> </ul>
(12) メンテナンス・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水路施設等の維持・長寿命化対策</li> <li>・道路施設の維持・長寿命化対策</li> <li>・情報収集手段の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の維持管理</li> <li>・河川・水路施設等の整備</li> <li>・道路施設の維持管理</li> </ul>

(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

## 1 直接死を最大限防ぐ。

### 1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援や個別訪問、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座、防災リーダー育成講座等、様々な分野からの普及啓発を実施する必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
- 病院や社会福祉施設等の耐震化率は、災害時には必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを行うことが必要である。
- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の消防ポンプ自動車及び積載車等による給水が可能となるよう、消防団と連携し消防ポンプ自動車等を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- 公共構築物等の老朽化対策については、飛騨市公共施設等総合管理計画に基づき、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、個別施設計画に基づく計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 市営住宅については、飛騨市市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を行っていく必要がある。

(大規模盛土造成地対策)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する必要がある。また、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する必要がある。

(市街地整備)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

(公園整備の促進)

- 公園施設は地震災害時に、避難所、救援活動拠点等の役割を果たす重要な施設であり、老朽化が進んでいることから、飛騨市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づく更新・維持管理を行い、また誰もが安心して利用できるようバリアフリー化の整備を図る必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(断層調査)

- 市内に断層の所在が分かっているが、活動状況が不明確なため、断層調査を実施する必要がある。

(指標)

	現状	目標
住宅耐震化率	64%	75%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	86%	95%
公園施設長寿命化計画に基づき更新・修繕等完成率	25% (R1)	70% (R6)
社会福祉施設等の耐震化		算定中
飛騨市下水道総合地震対策計画に基づいた事業の推進		算定中
飛騨市下水道ストックマネジメント計画に基づいた事業の推進		算定中

## 1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

### (総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけではなく、平成30年7月豪雨のように中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨で課題となった中小河川における水害等の避難対策の強化に向け、県が管理するすべての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図が公表され、県による危機管理型水位計が設置されたことを受け、避難判断の参考となる水位を想定して洪水時のリスクの高まりを市民に認識させるなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、市で整備した洪水ハザードマップの更新及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させる必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- 雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害シミュレーションが高まることが予想される。そのため、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策推進していく。その際には、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識を社会全体で共有し、これに備える防災意識社会の再構築を目指していく必要がある。

### (指標)

	現状	目標
市管理の河川・水路施設等の整備	—	2ヶ所

### 1-3) 大規模土石災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

#### (総合的な土砂災害対策の推進)

- 市内に土砂災害のおそれのある区域は多数存在しており、整備に着手できていない箇所は数多くある。このため、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れのある個所においてハード対策を推進する。特に避難所、要配慮者利用施設を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に進めていく必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ県が実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に県と連携して取り組む必要がある。また、この他にも施設整備を実施すべき集落のある個所などが数多くあるため、さらに対策を推進する必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市の防災訓練やハザードマップを作成するとともに、平成 29 年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内に居住される市民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す必要がある。

#### (治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備)

- 流木被害の危険性のある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。
- 市内には、いまだ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、治山対策に必要な予算を確保し、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を進める必要がある。

#### (火山災害対策)

- 平成 26 年 9 月 27 日の御獄山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索活動の迅速化を図るため、提出が義務化された活火山における登山届の提出を促進する必要がある。

(指標)

	現状	目標
土砂災害から保全される人家戸数	算定中	
砂防長寿命化計画に基づく補修・開始区の着手率	算定中	
流木捕捉式治山ダム工の整備数	算定中	
既存治山施設の機能強化耐久実施数	算定中	
急傾斜地崩壊対策工の整備数	—	1ヶ所
農業集落防災安全施設（法面崩壊防止施設）の整備数	—	1カ所

#### 1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等を含め住民への災害情報の伝達体制の強化を図るため、ローカル・メディアによるきめ細かな情報提供、ハザードマップの作成・更新を行う必要がある。また、気象情報や河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知や危機管理型水位計設置に関する情報提供、警戒レベル等についての周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、市内の道路通行規制情報をわかりやすく、早期に提供する必要がある。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難勧告等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、SNS等を活用した災害情報の多言語化を図る必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への対応として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介護者の支援を得てきたが、災害時でも活用できるよう、市内での意思疎通支援事業の実施や、現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者のスキル向上を促進する必要がある。

(住民主体での避難対応の強化)

- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する必要がある。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、認識させる必要がある。

(防災・減災データの提供促進)

- 市内の監視カメラ、センサー等で取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める必要がある。

#### (防災教育の推進)

- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスクなどを知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。そのため、水害や土砂災害等のリスクがある小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と組み合わせ地域の災害リスクや災害時に取るべき避難行動の理解促進を図る防災教育を実施する必要がある。
- 住民一人ひとりが自助の意識を持ち、危険情報の理解を深め、災害時に早期における実効性の高い避難行動をとることができるための取組みを実施し、行動力・避難力の強化を図り、地域コミュニティにおける「自助・共助」のソフトパワーを高める必要がある。
- 各家庭での防災対策が重要であることから、防災に関する家族会議の実施、備蓄品の準備等の取組みについて、さらに推進する必要がある。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするために、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導の推進を行うとともに、県総合教育センターの研修講座等、防災に関する研修に積極的に参加する必要がある。
- 平成 27 年の水防法の改正により、想定最大規模の降雨に応じたハザードマップの改定が必要になっており、効果的な避難行動につながるハザードマップの整備、住民への内容の周知等の必要がある。
- 平成 27 年の土砂災害防止法の改定により、避難場所や避難経路等の記載が明記されたことから、ハザードマップの更新、住民への内容の周知等の必要がある。

#### (防災人材の育成)

- 地域における災害対応力を高めるため、市において継続して防災リーダー育成講座を開催し、防災リーダーを育成するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で行われる訓練や講座などで活躍できる機会を創出する必要がある。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する必要がある。



(要配慮者対策の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなったことを踏まえ、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者の避難行動を支援するため、避難行動要支援者に対し名簿の趣旨や目的を説明し、提供についての事前同意、警察や消防機関等への提供を進めるとともに、地域での自主的な取り組みを展開させて避難支援の個別支援計画策定の促進を図る必要がある。
- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

(防災行政無線の維持管理)

- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案し機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する必要がある。

(指標)

	現状	目標
防災リーダー育成講座の受講者数	105 名	400 人
個別支援計画の作成率	90%	(算定中)
要配慮者施設における防災訓練実施率		(算定中)

## 1-5) 暴風や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### (道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材の整備など、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。

### (運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との連携を図る必要がある。

### (指標)

	現状	目標
除雪機械の保有台数 27 台の更新	0 台	5 台
除雪体制強化のための増強	0 台	2 台

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 市保有の施設について、物資輸送(受入)機能や活動拠点としての機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 「道の駅」が災害時の防災拠点として利用できるよう、防災用備蓄品、防災用トイレ等の設置など、必要により機能を強化する必要がある。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体との平時からの連絡や訓練を行う必要がある。
- 大規模災害時に円滑な対応が行えるよう、平時から災害協定締結団体、企業と連絡を密にするとともに、プッシュ型・プル型支援に対応した実践的な支援物資輸送(受入)訓練を継続する必要がある。
- 支援物資の調達や輸送に、民間事業者の有するスキル・ノウハウ及び物資拠点としての施設・設備等の活用について検討を進める必要がある。

(上下水道の耐震対策・老朽化対策の推進)

- 上水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設重要施設及び管路について継続的に整備をすすめる必要がある。特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。停電発生時に備え、予備発電機の準備や関係業者との連携を強化する必要がある。

- 下水道の地震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に基づいた処理施設の耐震化、重要幹線等の耐震化、老朽化した施設及び設備の改築更新等をすすめているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、老朽化対策として各施設の更新等による機能確保を計画的に進める必要がある。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする必要がある。
- 特定の避難所について、被災時のトイレ不足を緩和するため、マンホールトイレシステムの整備を実施する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP（事業継続計画）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう市内のコンビニエンスストア等と協力し、引き続き帰宅困難者を支援する必要がある。

(指標)	現状	目標
飛騨市水道事業ビジョンに基づいた事業の推進		算定中
重要給水施設管路の耐震化率	20.7%	(算定中)
飛騨市下水道総合地震対策計画に基づいた事業の推進		算定中
飛騨市下水道ストックマネジメント計画に基づいた事業の推進		算定中

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

### (道路ネットワーク等の確保)

- 市の約 93%を山地が占める市の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。また、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

### (孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する必要がある。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する必要がある。
- 孤立集落内で負傷者等が発生した場合の救急搬送や物資欠乏時の物資輸送等のため、ヘリコプターが離着陸できる場所を整備しておく必要がある。

### (指標)

	現状	目標
場外離着陸場の整備箇所	26 箇所	(算定中)
道路ネットワークの確保		
市管理道路斜面等の要対策箇所数	69 箇所	65 箇所

## 2—3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

### (消防団の体制強化)

- 大規模災害発生時に、消防団による行方不明者の捜索、人命救助等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備・使用方法の習熟を図る必要がある。

### (ヘリコプター支援受入体制の整備)

- NPO法人ヘリコプター協議会との災害時の応援協定に基づき、速やかに救援物資、人員を輸送する体制を確保するため、平素から連絡体制の保持及び防災訓練の参加を図る必要がある。

### (緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する必要がある。

### (消防活動に係る協同連携)

- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の積載車による給水が可能となるよう、消防団と連携し積載車を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する必要がある。

### (消防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保及び補助団員の募集について、引き続き取り組むとともに、消防職員・消防団員OB、女性、学生、外国人など多様な人材の活用についても取り組む必要がある。
- 高齢化する消防団の団員数維持や消防・水防技術を伝承するため、消防団活動の広報や消防・水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

### (自主防災組織の育成)

- 警察・消防力の不足が予想される大規模災害においては、住民自らが軽易な救助・救急活動が行えるように、自主防災組織の育成を図るほか、救急救命講習等の受講を促す必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

(指標)

	現状	目標
消防団員充足率	(算定中)	
飛騨市受援計画	(算定中)	



## 2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

### (災害医療体制の充実)

- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近傍の県・市との相互受入等の調整を図る必要がある。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入、調整・活動要領について、検討を進める必要がある。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める必要がある。
- 市内の病院や診療所、福祉施設等で、自家発電設備を整備するよう支援する必要がある。

### (医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、市内の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する必要がある。
- 社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう指導する必要がある。

### (救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から近傍県・市村との連携を図る必要がある。

### (医療・介護人材の育成)

- 今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域応援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

### (社会福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材の確保について、市内の福祉団体等と協議を実施し、体制整備を図る必要がある。

○ 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや防災訓練の実施等を通じて連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(指標)

	現状	目標
病院の耐震化率		算定中
市内病院のBCP策定率		算定中
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率		算定中
要配慮者利用施設の防災訓練実施率		算定中

## 2—5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所環境の充実)

- 要配慮者が安心して避難生活を送るためには、専用スペースの確保や洋式トイレ、簡易ベッドの設置など高齢者や障がい者、病弱者、乳幼児のいる世帯や女性に配慮した避難所を整備する必要がある。このため、避難所運営ガイドライン（県：平成31年3月改定）を踏まえた避難所運営マニュアルを策定する必要がある。また、防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制についても留意する必要がある。
- 避難所運営指導者養成講座（HUG）を定期的に開催し、避難所開設及び運営の指導者養成を引き続き行う必要がある。

### (避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。

### (福祉避難所の運営体制確保)

- 市では福祉避難所を指定しているが、福祉避難所運営マニュアル等の策定や実際に使用する要配慮者等の方々が参加する訓練の実施を継続的に実施する必要がある。

### (災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における飛騨保健所と市の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化、平常時準備が進んでいない。引き続き、平時から関係機関等と連携した健康管理体制の構築が必要である。

### (被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村からの職員の応援を受け入れるとともに、被害の状況に応じて災害救助

法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等を把握することや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。

借上げ型応急仮設住宅については、協定締結団体と連携しマニュアルを整備し、円滑に提供するための体制を構築する必要がある。

(指標)

	現状	目標
応急仮設住宅必用建戸数充足率	76%	100%

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 市役所の職員・施設等に被災による行政機能の大幅な低下

##### (庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 庁舎については、災害対策の中核拠点として機能できるよう、計画的に維持修繕を進める必要がある。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策、停電対策を着実に推進する必要がある。
- 道路インフラの被災により防災拠点、市役所や振興事務所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の整備を実施する必要がある。

##### (広域連携の推進)

- 災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策、大規模災害時の広域避難など広域的に取り組むべき課題について、県、隣県等との連携の強化を図る必要がある。

##### (業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

##### (情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 災害時における情報システム関連業務の継続性を確保するため、継続的に非常時の対応について周知、訓練、スキルアップを行う。また、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスを利用したバックアップ体制を構築する必要がある。

##### ※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働できること。または、早く復旧できること。

(指標)

	現状	目標
防災拠点となる公共施設の耐震化率		算定中
本庁舎、各振興事務所における非常用電源設備	河合振興事務所のみ	全庁舎

### 3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

#### (警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、区・自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く必要がある。

#### (自主防災組織の強化)

- 大規模震災時、避難した住居や避難所等での盗難、窃盗、性犯罪等を防ぎ、地域の治安を守るため、状況により自警団を組織する必要がある。

#### (消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する必要がある。

#### (指標)

#### 4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

###### (BCP計画等の策定支援)

- BCPの策定支援は着実に実施しているが、今後も継続した策定支援が必要であるとともに、企業内へのBCP定着を推進するために、BCP策定後の事業者を対象としたBCPの実効性を確保するためのフォローアップが必要である。
- 令和元年7月施行の中小企業強靱化法で定められた新制度である、中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。

###### (観光地等の風評被害防止対策)

- 大規模災害発生時に報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

###### (指標)

	現状	目標
BCP策定支援企業数	算定中	



#### 4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、道路ネットワークの整備を図り、地域の分断が生じることなく通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の橋梁耐震化や対策や斜面对策等を推進していく必要がある。

(指標)

	現状	目標
緊急輸送道路を補完する道路橋梁の耐震補強数	—	1 橋
市管理道路斜面等の要対策箇所数	69 ヶ所	65 ヶ所
橋梁点検診断	—	100%

#### 4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJAひだ等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を維持している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(ヘリコプター支援受入体制の整備)

- NPO法人ヘリコプター協議会との災害時の応援協定に基づき、速やかに救援物資、人員を輸送する体制を確保するため、平素から連絡体制の保持及び防災訓練の実施を図る必要がある。

(指標)

	現状	目標
機能保全計画策定水路の対策済み箇所数	2 路線	5 路線

5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期にわたる機能停止

（大規模停電に備えた総合的な電源確保計画の策定）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた市災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。（電力・ガスの災害対応力強化）
- プロパンガスは市内の各家庭、公民館、学校等に広く普及しており、被災時においても独立したガスの供給が可能である。また、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合でも、被害地域のプロパンガスの被災状況を速やかに点検し、炊飯や料理、発電などに有効に活用できるようにする必要がある。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、県や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 上水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設重要施設及び管路について継続的に整備をすすめる必要がある。特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。停電発生時に備え、予備発電機の準備や関係業者との連携を強化する必要がある。
- 下水道の地震対策については、「污水处理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に基づいた処理施設の耐震化、重要幹線等の耐震化、老朽化した施設及び設備の改築更新等をすすめているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、老朽化対策として各施設の更新等による機能確保を計画的に進める必要がある。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする必要がある。
- 特定の避難所について、被災時のトイレ不足を緩和するため、マンホールトイレシステムの整備を実施する必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出の取組みを検討する事業者等による小水力発電施設の整備等を推進する必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市

内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

(暴風・大雪時のライフライン確保)

- 暴風・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、危険木除去など対策を進める必要がある。

(指標)

	現状	目標
小水力発電施設数		算定中

## 5-2) 地域交通ネットワークの市内各地での分断

### (地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 市の93%を山地が占める地形的特性上、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備が必要である。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保していく必要があるが、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進めていく必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディアを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する必要がある。

### (緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、道路ネットワークの整備を図り、地域の分断が生じることなく通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の橋梁耐震化対策や斜面对策等を推進していく必要がある。

### (無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

### (道路施設の維持管理)

- 橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 社会資本の高齢化が進む中、技術職員の高度な技術力が求められていることから、県、岐阜大学、産業界が連携して進めている「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」など、点検や補修に関する高度な技術を有する職員を養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農林道の整備や橋梁の長寿命化対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークを補完する林道等において、定期的な点検・診断を行うとともに、点検・診断結果において保全整備が必要と判断された施設に対して、適切な保全整備を推進する必要がある。

(指標)

	現状	目標
緊急輸送道路を補完する道路橋梁の耐震補強数	—	1 橋
市管理道路斜面等の要対策箇所数	69 ヶ所	65 ヶ所
林道改良路線数	—	10 路線
林道開設延長	—	1,500m
市街地等の幹線道路の無電柱化率	[無電柱化推進計画策定中 (R1 年度予定)]	

### 5-3) 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### (水資源関連施設の整備推進等)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化や、別系統からの代替水利機能の確保など水利施設の機能強化を図るなど、水資源の有効活用を進める必要がある。
- 渇水時の情報共有については、引き続き綿密に行うことや、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成することにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

#### (水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める必要がある。

#### (指標)



## 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (農業ため池の防災対策)

- 生命、人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。
- 山田防災ダムについては定期的な点検と維持補修を行っているが、老朽化が進んでいることから施設の機能診断に基づく機能保全を実施し、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

#### (情報収集手段の多様化)

- 平成30年7月豪雨では、立ち入りが困難な場所において、被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においても、ドローンを活用し、調査の効率化、安全性の向上を図る必要がある。

#### (河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには河川・水路施設等が確実に機能を発揮できるよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う災害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に市民の生命、財産や暮らしを守るよう、適宜、点検等を行い、点検結果に基づく適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

#### (指標)

	現状	目標
防災重点ため池のハザードマップの作成割合	0%	100%
ため池等整備事業（防災ダム）個所数	—	1か所

## 6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### (農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。あわせて、農村地域の多面的機能が十分発揮できるよう農業生産基盤を整備し、ソフト・ハード両面を組み合わせた支援が必要である。

### (都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受け入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していくことが必要である。

### (災害に強い森林づくり)

- 市は約93%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。あわせて、森林施業を実施するための、林道や作業道の開設や整備が必要である。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、市主体の森林整備を促進する必要がある。
- CLT(直交集成板)をはじめ新たな木材需要の創出など市産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで適切な森林整備につなげる必要がある。

### (指標)

	現状	目標
農林漁業体験者数		算定中
間伐実施面積		算定中
林道開設延長	—	1,500m

## 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

#### (有害物質対策)

- PCB、アスベスト等の有害物質については、原則仮置場では保管しないが、やむを得ず保管する場合は、他の災害廃棄物とは分別して保管し、保管場所である旨の表示や、飛散、漏えい防止等の措置を講じる必要がある。

#### (河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

#### (指標)

##### (関連補助金)

- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 災害廃棄物処理事業費補助金
- ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

## 7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「飛騨市災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える関係」づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。

(防災人材の育成)

- 地域における災害対応力を高めるためには、「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市において引き続き防災リーダーの育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で行われる訓練や講座などで活躍できる機会を創出する必要がある。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する必要がある。

(コミュニティ活動担い手養成)

- コミュニティの活力維持を図るため、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、併せて、技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

(建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、災害応援協定を締結する建設業関連団体に取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、平時に資機材の点検及び関係機関との訓練により、災害に備える必要がある。

(指標)

### 7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワークの整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークまたこれらを補完する道路ネットワークを確保する必要がある。

(指標)

	現状	目標
道路ネットワークの確保		
市管理道路斜面等の要対策箇所数	69ヶ所	65ヶ所

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援や、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

(環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園等の保全を推進する必要がある。

(指標)

	現状	目標
文化財等のデジタルアーカイブ実施率		算定中

7—5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等を把握することや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。

借上げ型応急仮設住宅については、協定締結団体と連携しマニュアルを整備し、円滑に提供するための体制を構築する必要がある。

(指標)

	現状	目標
応急仮設住宅必用建戸数充足率	76%	100%
地籍調査進捗率	(算定中)	



(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路啓開の迅速な実施)

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。
- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材の整備など、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との連携を図る必要がある。

(道路ネットワーク等の確保)

- 市の約93%を山地が占める市の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。また、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進

する必要がある。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 市の93%を山地が占める地形的特性上、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備が必要である。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保していく必要があるが、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進めていく必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディアを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、道路ネットワークの整備を図り、地域の分断が生じることなく通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の橋梁耐震化や対策や斜面对策等を推進していく必要がある。

## (2) 国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～

### (総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけではなく、平成30年7月豪雨のように中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨で課題となった中小河川における水害等の避難対策の強化に向け、県が管理するすべての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図が公表され、県による危機管理型水位計が設置されたことを受け、避難判断の参考となる水位を想定して洪水時のリスクの高まりを市民に認識させるなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、市で整備した洪水ハザードマップの更新及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させる必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- 河川・水路施設等がその効果を確実に発揮できるよう、災害に対する安全性を維持するための修繕等を実施する。また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化が進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図る必要がある。

### (総合的な土砂災害対策の推進)

- 市内に土砂災害のおそれのある区域は多数存在しており、整備に着手できていない箇所は数多くある。このため、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れのある個所においてハード対策を推進する。特に避難所、要配慮者利用施設を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に進めていく必要がある。
- 平成30年7月豪雨等を踏まえ県が実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に県と連携して取り組む必要がある。また、この他にも施

設整備を実施すべき集落のある個所などが数多くあるため、さらに対策を推進する必要がある。

- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市の防災訓練やハザードマップを作成するとともに、平成 29 年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内に居住される市民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す必要がある。

（治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備）

- 流木被害の危険性のある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。
- 市内には、いまだ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、治山対策に必要な予算を確保し、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を進める必要がある。

（火山災害対策）

- 平成 26 年 9 月 27 日の御獄山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索活動の迅速化を図るため、提出が義務化された活火山における登山届の提出を促進する必要がある。

（道路ネットワークの整備）

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークまたこれらを補完する道路ネットワークを確保する必要がある。

（断層調査）

- 市内に断層の所在が分かっているが、活動状況が不明確なため、断層調査を実施する必要がある。

### (3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

#### (農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

#### (農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農林道の整備や橋梁の点検、補修等対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する必要がある。

#### (農業ため池の防災対策)

- 生命、財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。
- 山田防災ダムについては定期的な点検と維持補修を行っているが、老朽化が進んでいることから施設の機能診断に基づく機能保全を実施し、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

#### (農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。あわせて、農村地域の多面的機能が十分発揮できるよう農業生産基盤を整備し、ソフト・ハード両面を組み合わせた支援が必要である。

#### (都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受け入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していくことが必要である。

(災害に強い森林づくり)

- 市は約 93%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。あわせて、森林施業を実施するための、林道や作業道の開設や整備が必要である。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、市主体の森林整備を促進する必要がある。
- CLT(直交集成板)をはじめ新たな木材需要の創出など市産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで適切な森林整備につなげる必要がある。

#### (4) 都市・住宅/土地利用 ～災害に強いまちづくり～

##### (住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援や個別訪問、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座、防災リーダー育成講座等、様々な分野からの普及啓発を実施する必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
- 病院や社会福祉施設等の耐震化率は、災害時には必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを行うことが必要である。
- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の消防ポンプ自動車及び積載車等による給水が可能となるよう、消防団と連携し消防ポンプ自動車等を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する必要がある。

##### (空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を行っていく必要がある。

##### (大規模盛土造成地対策)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する必要がある。また、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する必要がある。

##### (市街地整備)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

##### (公園整備の促進)

- 公園施設は地震災害時に、避難所、救援活動拠点等の役割を果たす重要な施設であり、老朽化が進んでいることから、飛騨市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づく更新・維持管理を行い、また誰もが安心して利用できるようバリアフリー化の整備を図る必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP（事業継続計画）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう市内のコンビニエンスストア等と協力し、引き続き帰宅困難者を支援する必要がある。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村からの職員の応援を受け入れるとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等を把握することや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。



(水資源関連施設の整備推進等)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化や、別系統からの代替水利機能の確保など水利施設の機能強化を図るなど、水資源の有効活用を進める必要がある。
- 渇水時の情報共有については、引き続き綿密に行うことや、対応策の時系列行動計画(渇水対応タイムライン)を作成することにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める必要がある。

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援や、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

(環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園等の保全を推進する必要がある。

(地籍調査)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

## (5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

### (災害医療体制の充実)

- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近傍の県・市との相互受入等の調整を図る必要がある。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入、調整・活動要領について、検討を進める必要がある。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める必要がある。
- 市内の病院や診療所、福祉施設等で、自家発電設備を整備するよう支援する必要がある。

### (医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、市内の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する必要がある。
- 社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう指導する必要がある。

### (救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から近傍県・市村との連携を図る必要がある。

### (医療・介護人材の育成)

- 今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域応援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

### (社会福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材の確保について、市内の福祉団体等と協議を実施し、体制整備を図る必要がある。

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや防災訓練の実施等を通じて連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(避難所環境の充実)

- 要配慮者が安心して避難生活を送るためには、専用スペースの確保や洋式トイレ、簡易ベッドの設置など高齢者や障がい者、病弱者、乳幼児のいる世帯や女性に配慮した避難所を整備する必要がある。このため、避難所運営ガイドライン（県：平成31年3月改定）を踏まえた避難所運営マニュアルを策定する必要がある。また、防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制についても留意する必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 市では福祉避難所を指定しているが、福祉避難所運営マニュアル等の策定や実際に使用する要配慮者等の方々が参加する訓練の実施を継続的に実施する必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における飛騨保健所と市の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化、平常時準備が進んでいない。引き続き、平時から関係機関等と連携した健康管理体制の構築が必要である。

## (6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

### (BCP計画等の策定支援)

- BCPの策定支援は着実に実施しているが、今後も継続した策定支援が必要であるとともに、企業内へのBCP定着を推進するために、BCP策定後の事業者を対象としたBCPの実効性を確保するためのフォローアップが必要である。
- 令和元年7月施行の中小企業強靱化法で定められた新制度である、中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。

### (観光地等の風評被害防止対策)

- 大規模災害発生時に報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

### (建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

## (7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

### (上下水道の耐震対策・老朽化対策の推進)

- 上水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設重要施設及び管路について継続的に整備をすすめる必要がある。特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。停電発生時に備え、予備発電機の準備や関係業者との連携を強化する必要がある。
- 下水道の地震対策については、「污水处理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に基づいた処理施設の耐震化、重要幹線等の耐震化、老朽化した施設及び設備の改築更新等をすすめているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、老朽化対策として各施設の更新等による機能確保を計画的に進める必要がある。

### (下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする必要がある。
- 特定の避難所について、被災時のトイレ不足を緩和するため、マンホールトイレシステムの整備を実施する必要がある。

### (孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する必要がある。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する必要がある。
- 孤立集落内で負傷者等が発生した場合の救急搬送や物資欠乏時の物資輸送等のため、ヘリコプターが離着陸できる場所を整備しておく必要がある。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJAひだ等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を維持している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

(大規模停電に備えた総合的な電源確保計画の策定)

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた市災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。（電力・ガスの災害対応力強化）
- プロパンガスは市内の各家庭、公民館、学校等に広く普及しており、被災時においても独立したガスの供給が可能である。また、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合でも、被害地域のプロパンガスの被災状況を速やかに点検し、炊飯や料理、発電などに有効に活用できるようにする必要がある。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、県や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出の取組みを検討する事業者等による小水力発電施設の整備等を推進する必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(暴風・大雪時のライフライン確保)

- 暴風・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、危険木除去など対策を進める必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

## (8) 行政機能 ～公助の強化～

### (防災行政無線の維持管理)

- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案し機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する必要がある。

### (住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等を含め住民への災害情報の伝達体制の強化を図るため、ローカル・メディアによるきめ細かな情報提供、ハザードマップの作成・更新を行う必要がある。また、気象情報や河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知や危機管理型水位計設置に関する情報提供、警戒レベル等についての周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、市内の道路通行規制情報をわかりやすく、早期に提供する必要がある。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難勧告等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、SNS等を活用した災害情報の多言語化を図る必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への対応として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介護者の支援を得てきたが、災害時でも活用できるよう、市内での意思疎通支援事業の実施や、現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者のスキル向上を促進する必要がある。

### (支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)



- 市保有の施設について、物資輸送(受入)機能や活動拠点としての機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 「道の駅」が災害時の防災拠点として利用できるよう、防災用備蓄品、防災用トイレ等の設置など、必要により機能を強化する必要がある。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

(ヘリコプター支援受入体制の整備)

- NPO法人ヘリコプター協議会との災害時の応援協定に基づき、速やかに救援物資、人員を輸送する体制を確保するため、平素から連絡体制の保持及び防災訓練の参加を図る必要がある。

(消防団の体制強化)

- 大規模災害発生時に、消防団による行方不明者の捜索、人命救助等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備・使用方法の習熟を図る必要がある。

(緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する必要がある。

(消防活動に係る協同連携)

- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の積載車による給水が可能となるよう、消防団と連携し積載車を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する必要がある。

(消防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保及び補助団員の募集について、引き続き取り組むとともに、消防職員・消防団員OB、女性、学生、外国人など多様な人材の活用についても取り組む必要がある。
- 高齢化する消防団の団員数維持や消防・水防技術を伝承するため、消防団活動の広報や消防・水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 警察・消防力の不足が予想される大規模災害においては、住民自らが軽易な救助・救急活動が行えるように、自主防災組織の育成を図るほか、救急救命講習等の受講を促す必要がある。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 庁舎については、災害対策の中核拠点として機能できるよう、計画的に維持修繕を進める必要がある。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策、停電対策を着実に推進する必要がある。

(広域連携の推進)

- 災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策、大規模災害時の広域避難など広域的に取り組むべき課題について、県、隣県等との連携の強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 災害時における情報システム関連業務の継続性を確保するため、継続的に非常時の対応について周知、訓練、スキルアップを行う。また、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスを利用したバックアップ体制を構築する必要がある。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働できること。または、早く復旧できること。

(警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、区・自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く必要がある。

(自主防災組織の強化)

- 大規模震災時、避難した住居や避難所等での盗難、窃盗、性犯罪等を防ぎ、地域の治安を守るため、状況により自警団を組織する必要がある。

(消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、平時に資機材の点検及び関係機関との訓練により、災害に備える必要がある。

## (9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

### (災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

### (有害物質対策)

- PCB、アスベスト等の有害物質については、原則仮置場では保管しないが、やむを得ず保管する場合は、他の災害廃棄物とは分別して保管し、保管場所である旨の表示や、飛散、漏えい防止等の措置を講じる必要がある。

### (河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

## (10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

### (住民主体での避難対応の強化)

- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する必要がある。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、認識させる必要がある。

### (防災教育の推進)

- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスクなどを知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。そのため、水害や土砂災害等のリスクがある小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と組み合わせ地域の災害リスクや災害時に取るべき避難行動の理解促進を図る防災教育を実施する必要がある。
- 住民一人ひとりが自助の意識を持ち、危険情報の理解を深め、災害時に早期における実効性の高い避難行動をとることができるための取組みを実施し、行動力・避難力の強化を図り、地域コミュニティにおける「自助・共助」のソフトパワーを高める必要がある。
- 各家庭での防災対策が重要であることから、防災に関する家族会議の実施、備蓄品の準備等の取組みについて、さらに推進する必要がある。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするために、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導の推進を行うとともに、県総合教育センターの研修講座等、防災に関する研修に積極的に参加する必要がある。
- 平成 27 年の水防法の改正により、想定最大規模の降雨に応じたハザードマップの改定が必要になっており、効果的な避難行動につながるハザードマップの整備、住民への内容の周知等の必要がある。
- 平成 27 年の土砂災害防止法の改定により、避難場所や避難経路等の記載が明記されたことから、ハザードマップの更新、住民への内容の周知等の必要がある。

### (要配慮者対策の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなったことを踏まえ、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者の避難行動を支援するため、避難行動要支援者に対し名簿の趣旨や目的を説明し、提供についての事前同意、警察や消防機関等への提供を進めるとともに、地域での自主的な取り組みを展開させて避難支援の個別支援計画策定の促進を図る必要がある。
- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

#### (防災人材の育成)

- 地域における災害対応力を高めるため、市において継続して防災リーダー育成講座を開催し、防災リーダーを育成するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で行われる訓練や講座などで活躍できる機会を創出する必要がある。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する必要がある。

#### (メンテナンスに関する人材の養成)

- 社会資本の高齢化が進む中、技術職員の高度な技術力が求められていることから、県、岐阜大学、産業界が連携して進めている「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」など、点検や補修に関する高度な技術を有する職員を養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

#### (コミュニティ活動担い手養成)

- コミュニティの活力維持を図るため、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

#### (建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休 2 日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICT の活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、併せて、技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

## (11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

### (防災・減災データの提供促進)

- 市内の監視カメラ、センサー等で取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める必要がある。

### (支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体との平時からの連絡や訓練を行う必要がある。
- 大規模災害時に円滑な対応が行えるよう、平時から災害協定締結団体、企業と連絡を密にするとともに、プッシュ型・プル型支援に対応した実践的な支援物資輸送(受入)訓練を継続する必要がある。
- 支援物資の調達や輸送に、民間事業者の有するスキル・ノウハウ及び物資拠点としての施設・設備等の活用について検討を進める必要がある。

### (消防活動に係る協同連携)

- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の積載車による給水が可能となるよう、消防団と連携し積載車を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する必要がある。

### (災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「飛騨市災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える関係」づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。

## (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

### (公共施設等の維持管理)

- 公共構築物等の老朽化対策については、飛騨市公共施設等総合管理計画に基づき、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、個別施設計画に基づく計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 市営住宅については、飛騨市市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

### (道路施設の維持管理)

- 橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。

### (情報収集手段の多様化)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において、被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においても、ドローンを活用し、調査の効率化、安全性の向上を図る必要がある。



(別紙3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

## 1 直接死を最大限防ぐ。

### 1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援や個別訪問、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座、防災リーダー育成講座等、様々な分野からの普及啓発を実施する必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。
- 病院や社会福祉施設等の耐震化率は、災害時には必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを行う。
- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の消防ポンプ自動車及び積載車等による給水が可能となるよう、消防団と連携し消防ポンプ自動車等を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する。

(公共施設等の維持管理)

- 公共構築物等の老朽化対策については、飛騨市公共施設等総合管理計画に基づき、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、個別施設計画に基づく計画的な維持管理・更新を行っていく。
- 市営住宅については、飛騨市市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を行っていく。

(大規模盛土造成地対策)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する必要がある。

る。また、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する。

(市街地整備)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

(公園整備の促進)

- 公園施設は地震災害時に、避難所、救援活動拠点等の役割を果たす重要な施設であり、老朽化が進んでいることから、飛騨市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づく更新・維持管理を行い、また誰もが安心して利用できるようバリアフリー化の整備を図る。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(断層調査)

- 市内に断層の所在が分かっているが、活動状況が不明確なため、断層調査を実施する。

## 1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけではなく、平成30年7月豪雨のように中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 平成30年7月豪雨で課題となった中小河川における水害等の避難対策の強化に向け、県が管理するすべての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図が公表され、県による危機管理型水位計が設置されたことを受け、避難判断の参考となる水位を想定して洪水時のリスクの高まりを市民に認識させるなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、市で整備した洪水ハザードマップの更新及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させる。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る。
- 雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害シミュレーションが高まることが予想される。そのため、ハード対策・ソフト対策の両面を駆使した地域特性を踏まえた防災・減災対策推進していく。その際には、「施設では防ぎきれない災害は必ず発生する」との意識を社会全体で共有し、これに備える防災意識社会の再構築を目指していく。

### 1-3) 大規模土石災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

#### (総合的な土砂災害対策の推進)

- 市内に土砂災害のおそれのある区域は多数存在しており、整備に着手できていない箇所は数多くある。このため、土砂災害により人命等に危害が及ぶ恐れのある個所においてハード対策を推進する。特に避難所、要配慮者利用施設を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に進めていく。
- 平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ県が実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に県と連携して取り組む。また、この他にも施設整備を実施すべき集落のある個所などが数多くあるため、さらに対策を推進する。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市の防災訓練やハザードマップを作成するとともに、平成 29 年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内に居住される市民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す。

#### (治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備)

- 流木被害の危険性のある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は治山施設の機能強化対策を実施する。
- 市内には、いまだ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、治山対策に必要な予算を確保し、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を進める必要がある。

#### (火山災害対策)

- 平成 26 年 9 月 27 日の御獄山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索活動の迅速化を図るため、提出が義務化された活火山における登山届の提出を促進する。

#### 1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等を含め住民への災害情報の伝達体制の強化を図るため、ローカル・メディアによるきめ細かな情報提供、ハザードマップの作成・更新を行う必要がある。また、気象情報や河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知や危機管理型水位計設置に関する情報提供、警戒レベル等についての周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、市内の道路通行規制情報をわかりやすく、早期に提供する。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難勧告等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく。
- 外国人向け情報提供手段として、SNS等を活用した災害情報の多言語化を図る。
- 平時における聴覚障がい者への対応として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介護者の支援を得てきたが、災害時でも活用できるよう、市内での意思疎通支援事業の実施や、現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者のスキル向上を促進する。

(住民主体での避難対応の強化)

- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、認識させる。

(防災・減災データの提供促進)

- 市内の監視カメラ、センサー等で取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める。

(防災教育の推進)

- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスクなどを知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。そのため、水害や土砂災害等のリスクがある小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と組み合わせ地域の災害リスクや災害時に取るべき避難行動の理解促進を図る防災教育を実施する。
- 住民一人ひとりが自助の意識を持ち、危険情報の理解を深め、災害時に早期における実効性の高い避難行動をとることができるための取組みを実施し、行動力・避難力の強化を図り、地域コミュニティにおける「自助・共助」のソフトパワーを高める。
- 各家庭での防災対策が重要であることから、防災に関する家族会議の実施、備蓄品の準備等の取組みについて、さらに推進する。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするために、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導の推進を行うとともに、県総合教育センターの研修講座等、防災に関する研修に積極的に参加する。
- 平成 27 年の水防法の改正により、想定最大規模の降雨に応じたハザードマップの改定が必要になっており、効果的な避難行動につながるハザードマップの整備、住民への内容の周知等を行う。
- 平成 27 年の土砂災害防止法の改定により、避難場所や避難経路等の記載が明記されたことから、ハザードマップの更新、住民への内容の周知等を行う。

(防災人材の育成)

- 地域における災害対応力を高めるため、市において継続して防災リーダー育成講座を開催し、防災リーダーを育成するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で行われる訓練や講座などで活躍できる機会を創出する。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する。

(要配慮者対策の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなったことを踏まえ、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者の避難行動を支援するた

め、避難行動要支援者に対し名簿の趣旨や目的を説明し、提供についての事前同意、警察や消防機関等への提供を進めるとともに、地域での自主的な取り組みを展開させて避難支援の個別支援計画策定の促進を図る。

- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

(防災行政無線の維持管理)

- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案し機能強化を行う。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する。

#### 1-5) 暴風や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材の整備など、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との連携を図る。



2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 市保有の施設について、物資輸送(受入)機能や活動拠点としての機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 「道の駅」が災害時の防災拠点として利用できるよう、防災用備蓄品、防災用トイレ等の設置など、必要により機能を強化する。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体との平時からの連絡や訓練を行う。
- 大規模災害時に円滑な対応が行えるよう、平時から災害協定締結団体、企業と連絡を密にするとともに、プッシュ型・プル型支援に対応した実践的な支援物資輸送(受入)訓練を継続する。
- 支援物資の調達や輸送に、民間事業者の有するスキル・ノウハウ及び物資拠点としての施設・設備等の活用について検討を進める。

(上下水道の耐震対策・老朽化対策の推進)

- 上水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設重要施設及び管路について継続的に整備をすすめる。特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。停電発生時に備え、予備発電機の準備や関係業者との連携を強化する。

- 下水道の地震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に基づいた処理施設の耐震化、重要幹線等の耐震化、老朽化した施設及び設備の改築更新等をすすめているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による機能確保を計画的に進める。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする。
- 特定の避難所について、被災時のトイレ不足を緩和するため、マンホールトイレシステムの整備を実施する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP（事業継続計画）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう市内のコンビニエンスストア等と協力し、引き続き帰宅困難者を支援する。



## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

### (道路ネットワーク等の確保)

- 市の約 93%を山地が占める市の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。また、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

### (孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する必要がある。
- 孤立集落内で負傷者等が発生した場合の救急搬送や物資欠乏時の物資輸送等のため、ヘリコプターが離着陸できる場所を整備しておく。

## 2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

### (消防団の体制強化)

- 大規模災害発生時に、消防団による行方不明者の捜索、人命救助等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備・使用方法の習熟を図る。

### (ヘリコプター支援受入体制の整備)

- NPO法人ヘリコプター協議会との災害時の応援協定に基づき、速やかに救援物資、人員を輸送する体制を確保するため、平素から連絡体制の保持及び防災訓練の参加を図る。

### (緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する。

### (消防活動に係る協同連携)

- 大規模火災発生時の消防水利を確保するために、消防団の積載車による給水が可能となるよう、消防団と連携し積載車を連結した給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施し、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、訓練を実施する。

### (消防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保及び補助団員の募集について、引き続き取り組むとともに、消防職員・消防団員OB、女性、学生、外国人など多様な人材の活用についても取り組む。
- 高齢化する消防団の団員数維持や消防・水防技術を伝承するため、消防団活動の広報や消防・水防資器材の提供等の支援に取り組む。

### (自主防災組織の育成)

- 警察・消防力の不足が予想される大規模災害においては、住民自らが軽易な救助・救急活動が行えるように、自主防災組織の育成を図るほか、救急救命講習等の受講を促す。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。

## 2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

### (災害医療体制の充実)

- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近隣の県・市との相互受入等の調整を図る。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入、調整・活動要領について、検討を進める。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める。
- 市内の病院や診療所、福祉施設等で、自家発電設備を整備するよう支援する。

### (医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、市内の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する。
- 社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

### (救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から近傍県・市村との連携を図る。

### (医療・介護人材の育成)

- 今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域応援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

### (社会福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材の確保について、市内の福祉団体等と協議を実施し、体制整備を図る。

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや防災訓練の実施等を通じて連携体制の強化に努めるよう指導していく。



## 2—5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所環境の充実)

- 要配慮者が安心して避難生活を送るためには、専用スペースの確保や洋式トイレ、簡易ベッドの設置など高齢者や障がい者、病弱者、乳幼児のいる世帯や女性に配慮した避難所を整備する必要がある。このため、避難所運営ガイドライン（県：平成31年3月改定）を踏まえた避難所運営マニュアルを策定する。また、防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制についても留意する。
- 避難所運営指導者養成講座（HUG）を定期的に開催し、避難所開設及び運営の指導者養成を引き続き行う。

### (避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。

### (福祉避難所の運営体制確保)

- 市では福祉避難所を指定しているが、福祉避難所運営マニュアル等の策定や実際に使用する要配慮者等の方々が参加する訓練の実施を継続的に実施する。

### (災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における飛騨保健所と市の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化、平常時準備が進んでいない。引き続き、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

### (被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村からの職員の応援を受け入れるとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等を把握することや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。

借上げ型応急仮設住宅については、協定締結団体と連携しマニュアルを整備し、円滑に提供するための体制を構築する。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 市役所の職員・施設等に被災による行政機能の大幅な低下

##### (庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 庁舎については、災害対策の中核拠点として機能できるよう、計画的に維持修繕を進める。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策、停電対策を着実に推進する。
- 道路インフラの被災により防災拠点、市役所や振興事務所等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の整備を実施する。

##### (広域連携の推進)

- 災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策、大規模災害時の広域避難など広域的に取り組むべき課題について、県、隣県等との連携の強化を図る。

##### (業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。

##### (情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 災害時における情報システム関連業務の継続性を確保するため、継続的に非常時の対応について周知、訓練、スキルアップを行う。また、高可用性※を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスを利用したバックアップ体制を構築する。

##### ※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働できること。または、早く復旧できること。

### 3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

#### (警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、区・自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く。

#### (自主防災組織の強化)

- 大規模震災時、避難した住居や避難所等での盗難、窃盗、性犯罪等を防ぎ、地域の治安を守るため、状況により自警団を組織する。

#### (消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する。

#### 4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

###### (BCP計画等の策定支援)

- BCPの策定支援は着実に実施しているが、今後も継続した策定支援が必要であるとともに、企業内へのBCP定着を推進するために、BCP策定後の事業者を対象としたBCPの実効性を確保するためのフォローアップを行う。
- 令和元年7月施行の中小企業強靱化法で定められた新制度である、中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する。

###### (観光地等の風評被害防止対策)

- 大規模災害発生時に報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

#### 4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、道路ネットワークの整備を図り、地域の分断が生じることなく通行できる機能を確保する。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の橋梁耐震化対策や斜面对策等を推進していく。

#### 4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJAひだ等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を維持している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していく。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(ヘリコプター支援受入体制の整備)

- NPO法人ヘリコプター協議会との災害時の応援協定に基づき、速やかに救援物資、人員を輸送する体制を確保するため、平素から連絡体制の保持及び防災訓練の実施を図る。

5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期にわたる機能停止

（大規模停電に備えた総合的な電源確保計画の策定）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた市災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。（電力・ガスの災害対応力強化）
- プロパンガスは市内の各家庭、公民館、学校等に広く普及しており、被災時においても独立したガスの供給が可能である。また、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合でも、被害地域のプロパンガスの被災状況を速やかに点検し、炊飯や料理、発電などに有効に活用できるようにする。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、県や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）



- 上水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設重要施設及び管路について継続的に整備をすすめる。特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。停電発生時に備え、予備発電機の準備や関係業者との連携を強化する。
- 下水道の地震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に基づいた処理施設の耐震化、重要幹線等の耐震化、老朽化した施設及び設備の改築更新等をすすめているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による機能確保を計画的に進める。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする。
- 特定の避難所について、被災時のトイレ不足を緩和するため、マンホールトイレシステムの整備を実施する。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出の取組みを検討する事業者等による小水力発電施設の整備等を推進する。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(暴風・大雪時のライフライン確保)

- 暴風・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、危険木除去など対策を進める。

## 5-2) 地域交通ネットワークの市内各地での分断

### (地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 市の93%を山地が占める地形的特性上、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保していく。引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進めていく。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディアを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する。

### (緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、道路ネットワークの整備を図り、地域の分断が生じることなく通行できる機能を確保する。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の橋梁耐震化対策や斜面对策等を推進していく。

### (無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

### (道路施設の維持管理)

- 橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 社会資本の高齢化が進む中、技術職員の高度な技術力が求められていることから、県、岐阜大学、産業界が連携して進めている「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」など、点検や補修に関する高度な技術を有する職員を養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農林道の整備や橋梁の点検、補修等を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する。

### 5—3) 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### (水資源関連施設の整備推進等)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化や、別系統からの代替水利機能の確保など水利施設の機能強化を図るなど、水資源の有効活用を進める。
- 渇水時の情報共有については、引き続き綿密に行うことや、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成することにより、渇水による被害を軽減させる。

#### (水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める。

## 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (農業ため池の防災対策)

- 生命、財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。
- 山田防災ダムについては定期的な点検と維持補修を行っているが、老朽化が進んでいることから施設の機能診断に基づく機能保全を実施し、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

#### (情報収集手段の多様化)

- 平成30年7月豪雨では、立ち入りが困難な場所において、被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においても、ドローンを活用し、調査の効率化、安全性の向上を図る。

#### (河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには河川・水路施設等が確実に機能を発揮できるよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う災害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に市民の生命、財産や暮らしを守るよう、適宜、点検等を行い、点検結果に基づく適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する。

## 6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。あわせて、農村地域の多面的機能が十分発揮できるよう農業生産基盤を整備し、ソフト・ハード両面を組み合わせた支援を行う。

(都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう!」推進協議会』による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受け入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していく。

(災害に強い森林づくり)

- 市は約93%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。あわせて、森林施業を実施するための、林道や作業道の開設や整備を行う。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、市主体の森林整備を促進する。
- CLT(直交集成板)をはじめ新たな木材需要の創出など市産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで適切な森林整備につなげる。

## 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

#### (有害物質対策)

- PCB、アスベスト等の有害物質については、原則仮置場では保管しないが、やむを得ず保管する場合は、他の災害廃棄物とは分別して保管し、保管場所である旨の表示や、飛散、漏えい防止等の措置を検討する。

#### (河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。



## 7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「飛騨市災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する。そのため、社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える関係」づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく。

(防災人材の育成)

- 地域における災害対応力を高めるためには、「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市において引き続き防災リーダーの育成を推進するとともに、育成した人材がそれぞれの地域で行われる訓練や講座などで活躍できる機会を創出する。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する。

(コミュニティ活動担い手養成)

- コミュニティの活力維持を図るため、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、併せて、技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。

(建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、災害応援協定を締結する建設業関連団体に取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、平時に資機材の点検及び関係機関との訓練により、災害に備える。

### 7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワークの整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークまたこれらを補完する道路ネットワークを確保する。

#### 7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

##### (文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援や、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

##### (環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園等の保全を推進する。

7—5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等を把握することや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。

借上げ型応急仮設住宅については、協定締結団体と連携しマニュアルを整備し、円滑に提供するための体制を構築する。

(指標)

	現状	目標
応急仮設住宅必用建戸数充足率	76%	100%
地籍調査進捗率		